

# デリバティブ取引における平均単価の導入に伴う業務規程等の一部改正について

## 目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表 .....	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表 .....	3
3. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	9

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引に関する通知書の送付) 第55条 (略)	(取引に関する通知書の送付) 第55条 (略)
2 前項に規定する通知書の送付について、顧客が日本証券業協会に所属する金融商品取引業者である場合又は法第45条若しくは金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第111条第1号の規定により、顧客に取引残高報告書の交付を要しない場合は、これを要しない。	2 前項に規定する通知書の送付について、顧客が日本証券業協会に所属する金融商品取引業者である場合は、これを要しない。
3 取引参加者は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第56条(第1項第1号ニ、第2項第3号ロ及び第4号を除き、同項第3号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。)に定める方法と同様の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取引参加者は当該通知書を送付したものとみなす。	3 取引参加者は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第56条(第1項第1号ニ、第2項第3号ロ及び第4号を除き、同項第3号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。)に定める方法と同様の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取引参加者は当該通知書を送付したものとみなす。
4 (略)	4 (略)
5 第1項第4号に掲げる約定値段には、金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額を記載することができる場合には、当該平均額を用いることができる。	(新設)

6 (略)

付 則  
この改正規定は、平成27年3月16日から施行する。

5 (略)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済のために授受する金銭)</p> <p>第14条の2 顧客と取引参加者との間でL a r g e 取引の決済のために授受する金銭（当該顧客が受渡決済を行う場合における第14条の7の規定に基づき算出する受渡決済代金を除く。）は、当該顧客が転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該転売又は買戻しに対当する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定値段と当該転売又は買戻しに係る約定値段の差に1億円の100分の1を乗じて得た額の合計額とし、当該顧客が受渡決済を行う場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定値段と受渡決済値段（受渡決済において授受する受渡決済代金を算出するための基準とする値段をいう。以下同じ。）との差に1億円の100分の1を乗じて得た額の合計額とする。<u>この場合における約定値段には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額（以下「平均単価」という。）を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。</u></p> <p>2 顧客と取引参加者との間でM i n i 取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客が転売又は買戻しによりM i n i 取引の決済を行う場合には当該転売又は買戻しに対当する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定が最終決済により決済される場合には当該顧客</p>	<p>(決済のために授受する金銭)</p> <p>第14条の2 顧客と取引参加者との間でL a r g e 取引の決済のために授受する金銭（当該顧客が受渡決済を行う場合における第14条の7の規定に基づき算出する受渡決済代金を除く。）は、当該顧客が転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該転売又は買戻しに対当する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定値段と当該転売又は買戻しに係る約定値段の差に1億円の100分の1を乗じて得た額の合計額とし、当該顧客が受渡決済を行う場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定値段と受渡決済値段（受渡決済において授受する受渡決済代金を算出するための基準とする値段をいう。以下同じ。）との差に1億円の100分の1を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>2 顧客と取引参加者との間でM i n i 取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客が転売又は買戻しによりM i n i 取引の決済を行う場合には当該転売又は買戻しに対当する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定が最終決済により決済される場合には当該顧客</p>

の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭とする。この場合における約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

3 (略)

(指数先物取引に係る決済のために授受する金銭)

第15条 顧客と取引参加者との間で指数先物取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客が転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該顧客の当該転売又は買戻しに対応する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定が最終決済により決済される場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭とする。この場合における約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

2 (略)

(取引代金の差入れ)

第17条 顧客は、有価証券オプション取引の買付けの委託については、当該買付けに係る取引代金を、取引成立の日の翌日（当該顧客が非居

の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭とする。

3 (略)

(指数先物取引に係る決済のために授受する金銭)

第15条 顧客と取引参加者との間で指数先物取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客が転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該顧客の当該転売又は買戻しに対応する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定が最終決済により決済される場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭とする。

2 (略)

(取引代金の差入れ)

第17条 顧客は、有価証券オプション取引の買付けの委託については、当該買付けに係る取引代金を、取引成立の日の翌日（当該顧客が非居

住者である場合は、当該取引成立の日から起算して3日目の日)までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

(証拠金の決済のために授受する取引代金への充当)

第18条 取引参加者は、顧客が前条の規定により当該取引参加者に差し入れるべき取引代金については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てることができる。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

(顧客の決済時限)

第26条の2 顧客は、国債証券先物オプション取引の買付けの委託については、当該買付けに係る取引代金を、取引が成立した取引日の終了する日の翌日(当該顧客が非居住者である場合は、当該取引日の終了する日から起算して3日目の日)までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。この

住者である場合は、当該取引成立の日から起算して3日目の日)までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。

(証拠金の決済のために授受する取引代金への充当)

第18条 取引参加者は、顧客が前条の規定により当該取引参加者に差し入れるべき取引代金については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てることができる。

(顧客の決済時限)

第26条の2 顧客は、国債証券先物オプション取引の買付けの委託については、当該買付けに係る取引代金を、取引が成立した取引日の終了する日の翌日(当該顧客が非居住者である場合は、当該取引日の終了する日から起算して3日目の日)までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。

場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

(証拠金の取引代金への充当)

第26条の3 取引参加者は、顧客が前条の規定により当該取引参加者に差し入れるべき取引代金については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てることができる。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載する能够な場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

(指値オプション取引の決済のために授受する金銭)

第27条 顧客と取引参加者との間で指値オプション取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けが成立した場合の取引代金及び当該顧客の委託に基づく権利行使に係る決済の場合における権利行使価格とオプション清算数値との差に相当する金銭とする。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定に

(証拠金の取引代金への充当)

第26条の3 取引参加者は、顧客が前条の規定により当該取引参加者に差し入れるべき取引代金については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てることができる。

(指値オプション取引の決済のために授受する金銭)

第27条 顧客と取引参加者との間で指値オプション取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けが成立した場合の取引代金及び当該顧客の委託に基づく権利行使に係る決済の場合における権利行使価格とオプション清算数値との差に相当する金銭とする。

より取引残高報告書に平均単価を記載する  
ことができる場合には、本所が定めるところに  
より、平均単価に基づき算出することができる。

(顧客の決済時限)

第28条 顧客が前条に掲げる決済を行う場合には、買付けに係る取引代金又は権利行使の割当てを受けたことに伴う金銭を、取引が成立した取引日の終了する日又は権利行使日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該取引が成立した取引日の終了する日又は権利行使日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載する  
ことができる場合には、本所が定めるところに  
より、平均単価に基づき算出することができる。

(証拠金の決済のために授受する取引代金等への充当)

第29条 取引参加者は、顧客が前条の規定により当該取引参加者に差し入れるべき取引代金又は金銭については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てることができる。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に

(顧客の決済時限)

第28条 顧客が前条に掲げる決済を行う場合には、買付けに係る取引代金又は権利行使の割当てを受けたことに伴う金銭を、取引が成立した取引日の終了する日又は権利行使日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該取引が成立した取引日の終了する日又は権利行使日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。

(証拠金の決済のために授受する取引代金等への充当)

第29条 取引参加者は、顧客が前条の規定により当該取引参加者に差し入れるべき取引代金又は金銭については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てることができる。

平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

(顧客の決済不履行の場合の処置)

第33条 顧客が、所定の时限（国債証券先物取引に係るLarge取引にあっては、第14条の10に規定する取引参加者が必要と認めて指定する日時を含む。）までに、市場デリバティブ取引に關し取引参加者に差し入れるべき証拠金を差し入れない若しくは預託すべき証拠金を預託しない場合、支払うべき金銭若しくは買付けに係る取引代金を支払わない場合又は受渡決済に係る売付国債証券若しくは買付代金若しくは権利行使に係る決済代金若しくは引渡有価証券を取引参加者に交付しない場合には、当該取引参加者は、任意に、当該市場デリバティブ取引を決済するために、当該顧客の計算において、先物取引に係る転売若しくは買戻し又は受渡決済若しくは最終決済、オプション取引に係る転売若しくは買戻し、権利行使又は有価証券の売付契約若しくは買付契約の締結（これらの委託を含む。）を行うことができる。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

2 (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成27年3月16日から施行する。

(顧客の決済不履行の場合の処置)

第33条 顧客が、所定の时限（国債証券先物取引に係るLarge取引にあっては、第14条の10に規定する取引参加者が必要と認めて指定する日時を含む。）までに、市場デリバティブ取引に關し取引参加者に差し入れるべき証拠金を差し入れない若しくは預託すべき証拠金を預託しない場合、支払うべき金銭若しくは買付けに係る取引代金を支払わない場合又は受渡決済に係る売付国債証券若しくは買付代金若しくは権利行使に係る決済代金若しくは引渡有価証券を取引参加者に交付しない場合には、当該取引参加者は、任意に、当該市場デリバティブ取引を決済するために、当該顧客の計算において、先物取引に係る転売若しくは買戻し又は受渡決済若しくは最終決済、オプション取引に係る転売若しくは買戻し、権利行使又は有価証券の売付契約若しくは買付契約の締結（これらの委託を含む。）を行うことができる。

2 (略)

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(受入証拠金の総額等の計算方法) 第33条（略） 2 顧客の現金授受予定額は、一日における次項に規定する計算上の損益額に、顧客の委託に基づく先物取引の決済損益額（国債証券先物取引については、受託契約準則第14条の2第1項又は第2項に規定する国債証券先物取引の決済のために授受する金銭の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないもの及びオプション取引の取引代金（指数オプション取引については、受託契約準則第27条に規定する決済のために授受する金銭の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべき額で取引参加者が必要と認める額を減じて得た額に相当する金銭の額とする。 <u>この場合における取引代金は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第108条第7項の規定により取引残高報告書に同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額（以下「平均単価」という。）を記載することができる場合には、本所が定めることにより、平均単価に基づき算出することができる。</u> 3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、	(受入証拠金の総額等の計算方法) 第33条（略） 2 顧客の現金授受予定額は、一日における次項に規定する計算上の損益額に、顧客の委託に基づく先物取引の決済損益額（国債証券先物取引については、受託契約準則第14条の2第1項又は第2項に規定する国債証券先物取引の決済のために授受する金銭の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないもの及びオプション取引の取引代金（指数オプション取引については、受託契約準則第27条に規定する決済のために授受する金銭の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべき額で取引参加者が必要と認める額を減じて得た額に相当する金銭の額とする。 3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、

当該未決済約定に係る約定値段（M i n i 取引にあっては、約定数値。以下同じ。）と計算する日の清算値段（M i n i 取引にあっては、清算数値。以下同じ。）との差益に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指数及びT O P I X C o r e 3 0 配当指数に係るものにあっては1万円、日経平均に係るL a r g e 取引、東証株価指数に係るM i n i 取引、T O P I X C o r e 3 0 、東証R E I T 指数及び日経平均・配当指数に係るものにあっては1, 0 0 0 円、日経平均に係るM i n i 取引、N Yダウ及びC N X N i f t y に係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、当該顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と当該顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指数及びT O P I X C o r e 3 0 配当指数に係るものにあっては1万円、日経平均に係るL a r g e 取引、東証株価指数に係るM i n i 取引、

当該未決済約定に係る約定値段（M i n i 取引にあっては、約定数値。以下同じ。）と計算する日の清算値段（M i n i 取引にあっては、清算数値。以下同じ。）との差益に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指数及びT O P I X C o r e 3 0 配当指数に係るものにあっては1万円、日経平均に係るL a r g e 取引、東証株価指数に係るM i n i 取引、T O P I X C o r e 3 0 、東証R E I T 指数及び日経平均・配当指数に係るものにあっては1, 0 0 0 円、日経平均に係るM i n i 取引、N Yダウ及びC N X N i f t y に係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、当該顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と当該顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指数及びT O P I X C o r e 3 0 配当指数に係るものにあっては1万円、日経平均に係るL a r g e 取引、東証株価指数に係るM i n i 取引、

TOPIX Core 30、東証REIT指数及び日経平均・配当指数に係るものにあっては1,000円、日経平均に係るMini取引、NYダウ及びCNX Niftyに係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。)の合計額及び第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。この場合における約定値段及び約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

TOPIX Core 30、東証REIT指数及び日経平均・配当指数に係るものにあっては1,000円、日経平均に係るMini取引、NYダウ及びCNX Niftyに係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。)の合計額及び第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。

#### 付 則

この改正規定は、平成27年3月16日から施行する。